

# 平成31年度事業計画

## I. 基本方針

平成31年（2019年）4月より「働き方改革関連法案」の一部が施行される。これは①残業時間の上限規制、②有給休暇取得の義務化、③勤務間インターバル制度、④産業医の機能強化、⑤高度プロフェッショナル制度の創設などからなる関連法案のことを指し、少子高齢化するわが国の働き手確保の一環として打ち出されたもので、このほか外国人労働者の受け入れ拡大に向けた改正出入国管理法もこの4月から施行され、介護現場に多くの外国人が入ってくることが予想されている。これもまた、労働力の確保にほかならない。

このように私たちの周りでは、直接的ではないものの医療・福祉に関連する動きが急速に展開され、外国人の医療問題など私たち医療ソーシャルワーカーにとっても関係の深いものもある。

また、新聞の社会面では、児童虐待やいじめによる自殺、「アポ電」による強盗傷害事件などが取り上げられ報道されている。これらを読むと情報過多となった社会と言われるわが国の現状でも、まだまだ情報弱者の人や高齢者がいて、被害を受けていることがわかる。

私たちの協会は、このような情報弱者の都民を対象に、電話で医療、福祉について相談を受ける事業を平成21年度から開始し、今年度はより充実を図るため、月4回の開催とした。

また、昨年度も計画に上げた当協会の名称変更の検討をより着実に実施するため、「名称変更プロジェクト」を立ち上げることにした。

そして、かねてより課題であった会費の未納が、昨年度末において100万円を超えるほどになった現状から、今年度（平成31年度）より会費の自動振替方式の導入を実施することにした。これは私たちの協会の主な収入である会費が不足することによる活動の停滞や中止を阻止するためのものであり、会員の皆さんにおいては、会費納入の銀行振替手続きをお願いしたい。

平成31年度も都民の医療福祉の向上のために寄与し、会員の権利も守る活動をしていきたいと思う。

## II. 管理運営方針

一般社団法人として各種法令に定められた管理すべき事項を遵守する。また定款に定められた各事業を円滑に遂行できるよう努め、以下の内容に取り組む。

1. 一般社団法人として求められている要件整備に努める。
  - (1) 法人の最高意志決定機関である総会への出席会員の増員を図る。
  - (2) 協会活動の原資である会費の早期納入、賛助会員、寄付金の確保に努める。  
会費納入の利便性を高めるため、納入方法に自動振替の導入に取り組む。
  - (3) 事務局体制を強化し、管理運営に努める。
  - (4) 会計処理を事務局で処理する体制を維持する。

2. 事業に関する会員の理解を深め、会員が主体的にかかわり、積極的に参加できることを目的に以下の事業に取り組む。
  - (1) 独自事業である相談会活動を行う。そのために地域の相談会活動の普及を支援し、併せて今後の活動として何が求められているかを把握する。
  - (2) 理事会は、ブロック会・ブロック代表世話人会及び各種専門委員会と連携し、会員の要望を把握し、協会活動に反映するように努める。
  - (3) 相談会等に会員ならびに他職種が安心して参加協力できるように傷害保険に加入する。また相談来談者に対しても不測の事態に備え傷害保険に加入する。
  - (4) 会員の連携をより進めるため、ブロックの再編の検討も進める。
3. 「災害支援対策委員会」を中心に「東京都の医療ソーシャルワーカー団体として出来ること」を検討し活動を継続する。被災者への支援の継続と併せて、今後の災害支援対策の確立を目指してゆく。
4. 組織を強化するために会員の理解・協力を求め、協力員の増員を図る。また会員の状況を把握しやすい協会活動の基盤整備を行う。
  - (1) 会員アンケートにより会員の状況を把握し、有効な協会活動を行う基礎データを集める。
5. ITを活用し、協会事務所の機能強化を図る。
  - (1) ホームページの管理と協会の広報を行う。
  - (2) 会員管理を的確に把握できる会員管理ソフトを使用し、充実を図る。
6. 広く都民に対する公益活動として公開講座を開催する。
7. 医療福祉関係の他団体との連携を深め、公益事業と社会活動を推進する。
  - (1) 東京都難病相談・支援センター主催の「難病相談会」に医療ソーシャルワーカーを紹介し協力する。
  - (2) 東京都看護協会が主催する「看護フェスタ」に東京都をはじめ医療関連12団体と協力して開催する。

「看護フェスタ」にて、都民に有用な情報提供のための資料等を配布する。
  - (3) 東京都医療人材課が主催する「医療従事者ネットワーク連絡会」を通じた活動に参加協力する。
  - (4) 他団体と連携し、地域包括ケアシステムの推進のため、多職種連携連絡会への参加等を図っていく。
  - (5) 他団体の主催する事業に対して、要請があれば当協会会員がイベントや会議に出席し、また講義や研修の講師を務めるなど積極的に協力していく。
  - (6) その他、ホスピタルショー等のイベントへも参加し、協会活動のPRに努める。
  - (7) 「地域包括ケアプロジェクト」を通じ、会員が行っている各地域の取組を共有し、東京都の地域包括ケアシステム構築に寄与する。
8. 次の事業について受託契約し、事業の遂行に努める。

- (1) 地域巡回医療福祉相談会（東京都）
- (2) 医療社会事業従事者講習会（スーパービジョン講習会、初任者講習会）及び講習会成果（医療ソーシャルワークの解決技法）編集（東京都）
- (3) 定期医療福祉電話相談事業（東京都・拡充）

都民を対象に常設の電話による保健・医療・福祉サービスに関する情報提供や個別相談を行う体制の整備をする。電話相談を定期的に行うことにより、都民をはじめ関係機関、会員に対し効果的な相談支援の実現を図る。

9. 都民の福祉の向上に寄与することをめざし、事業の充実を図るために関係機関と協議する。
10. 未加入医療ソーシャルワーカーの入会を促進し、組織の拡大に努める。
11. 当協会の名称変更について検討を行う。

### Ⅲ. 各事業計画

#### 【定款第1号事業】

#### 1) 医療ソーシャルワークの普及及び向上に寄与する事業

##### 1. 公開講座〔自主事業〕

自主事業として都民を対象に、保健・医療・福祉に関する公開講座を開催する。開催回数は、引き続き年1回とする。

##### 2. 相談会関連事業〔自主事業〕

###### (1) 地域医療福祉相談活動企画運営委員会

都民を対象に、地域の医療福祉相談活動の充実を図ることを目的に、各地の相談会の企画運営を支援するための委員会を開催する。社会問題対策部と総務部の共催で、地域巡回医療福祉相談会運営委員と各地域の地域医療福祉相談会実行委員等で構成する。

###### (2) 地域医療福祉相談会

都民を対象に、自治体や関連団体の協力を得ながら、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供や個別相談を行う。（江戸川区・葛飾区・豊島区・西東京市の4カ所）

##### 3. 災害支援活動〔自主事業〕

私たちはMSWの仕事を通じて、大規模災害が、都民と都内で働く人々の生命と健康に大きな影響を与え、またそれを最小限にとどめる備えが必要なことを過去の災害に学んで来た。それ故「決して忘れないこと、伝えてゆくこと、続けてゆくこと」という理念の基、「東京都の医療ソーシャルワーカー団体として出来ること」を今後も継続してゆく。これまでの9年間の活動による経験や繋がりを活かしながら、被災者への支援や、都内に発生した場合の対応・対策など、更に組織として検討する。

(1) 都協会組織としての災害への備え、情報提供、会員への災害ソーシャルワーク教育 被災地支援・訪問の報告会や災害関連問題研修会、学会報告、被災地のMSWとの交流会・フィールドワーク、災害支援ニュース「つたえる」定期発行、災害時連携手段の強化など、新たな災害が生じた場合における協会としての支援の在り方を検討・構築する。

### (2) 関係組織との連携活動

「東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会」への参加、「東京都医療従事者ネットワーク連絡会」諸団体への働きかけや協働、東京都、日本医療社会福祉協会等各関係機関や他県のMSW協会、被災者支援団体等と交流・連携を深めながら災害支援、減災のための諸活動を行う。

### (3) 被災された方々への支援

協会事業である「医療と暮らしのホットライン」や各ブロックにおける相談会等と連動しながら、災害時の支援活動をも想定、模擬経験する相談支援活動を展開する。

避難者交流会への参加、広域支援ネットワークへの参加など、各関係機関や団体と連携を取りながら、被災された方々や、都内への避難者への支援を引き続き図る。

## 【定款第2号事業】

### 2) 会員の専門知識・技術の向上に関する事業

会員の教育、研修の場を提供し、会員の資質の向上と、会員相互の交流を促進していくことに努める。また、各ブロックでの研修活動や、会員からの自主的な研修企画・運営への参加など、会員各自が自らの研修の場を創造していくことを支援し、そして、それらに取り組んでいく人材育成を支援する。尚、下記研修に関しては、日本医療社会福祉協会より認定医療社会福祉士のポイント承認を得ていることを申し添える。

#### 1. 講座〔自主事業〕

平日の夜間、年3回開催を目標とする。また、内容としては、「ソーシャルワーカーの基本を振り返る」を大きなテーマとし、年3回の講座を連続して受講することで、より知識を深める内容とし、会員各自の資質の向上につながるようにする。

#### 2. 研修会 ※講師 敬称略

##### (1) 新人研修〔自主事業＋一部受託事業〕

研修全体で新人として必要な知識や技術や価値等が学べるような研修を開催し、受講生同士の交流となる機会も多く設ける。講義形態は通年コースと集中コースを設定し、募集規模・開催時期・開催時間等は例年通りとする。運営としては、会員の縦と横のつながりを強化するために前年度の受講生が協力員として関わる体制で開催する。

【講師】樋口 昌彦（至誠会第二病院）

仲谷 恵美子（森山記念病院）

小松 美智子（武蔵野大学）

その他、複数名の講師を予定している。  
※通年40名、集中20名を予定して計画している。

(2) グループスーパービジョン〔受託事業〕

今まで4講座開催していたが、平成31年度はA・B・Cの3講座、それぞれ年10回開催する。どのコースも平日の夜間に開催する。

【講師】 古屋 龍太 (日本社会事業大学大学院)  
石井 三智子 (日本社会事業大学)  
助川 征雄 (聖学院大学)

(3) スーパーバイザー養成講座〔自主事業〕

前年に引き続き平日の夜間、年8回の開催とする。

【講師】 福山 和女 (ルーテル学院大学)

(4) 連続講座〔自主事業〕

①多問題を抱える家族の理解と支援

年5回程度、「家族の状態についての家族システム論からの理解」や、「家族の形が変わるとき」など各回にテーマを設けながら、事例を通して学ぶ研修講義を開催する。

【講師】 山本 由紀 (遠藤嗜癪問題相談室室長/上智社会福祉専門学校)

②SW実践力を鍛える ～アセスメントに根拠を持つ～

年3回程度、事例をもとにエコマップ及びタイムラインを描くことから、アセスメントを書き出す、ロールプレイングを中心に面接を効果的に進める演習を中心に、研修講義を開催する。

【講師】 佐原 まち子 (一般社団法人WITH医療福祉実践研究所理事)

3. プログラム検討委員会

協会の研修事業の体系、内容などを検討する諮問機関。平成31年度は、新人研修の体系の見直し、研修体系の見直しを中心に行う。

【定款第3号事業】

3) 医療ソーシャルワークに必要な調査研究に関する事業

1. 医療福祉問題研究委員会〔自主事業〕

当委員会は、「社会福祉・保健・医療分野における調査・研究及びソーシャルアクションを行なうこと」を目的に活動を行う。理事会が承認する専門部会であり、平成30年度の委員会の運営を継続する。

(1) ホスピス・緩和ケアにかかわるMSWの集い

これまで積み重ねてきた活動を総括し、成果物としての視点マップ作成を検討していく。

(2) 小児医療問題専門小委員会

小児医療をめぐる諸問題を集積し、問題提起する場として運営する。

(3) 医療事故調査制度

これまでの2年間の活動を総括し、報告をまとめていく。

**【定款第4号事業】**

**4) 刊行物の発行物等に関する事業【自主事業】**

1. 会員向けニュースレター「東京MSW」の発行(年4回、各号1,000部)

会員相互の情報共有、現在進行中の制度・現場実践状況について、新しい情報の提供を行うとともに、協会活動の動向を発信する媒体として機能するように内容の充実に努める。

2. 機関誌「医療ソーシャルワーク」の発行および販売促進(1,150部)

(1) 年1回、協会の機関誌として以下の内容を主として編集し発行する。

- ①医療福祉領域を中心とした研究・調査・実践報告
- ②会員内の相互理解促進のための情報提供
- ③会員内外向け医療福祉関連の社会資源の広報

(2) 会員外への広報誌的役割を鑑み、教育機関・関連団体等に寄贈を行い、併せ希望者へは販売を行い、医療ソーシャルワークの理解を広める。